

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年9月9日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 佐藤 了

### 資金管理団体指定取消等届

#### （1）法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
押渕 礼子	おしぶち礼子後援会	平成27年8月25日